

①上位の政策名	政策目標3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興	
②施策名	施策目標3-1 大学などにおける教育研究機能の充実	
③主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 高等教育局高等教育企画課(課長: 清木孝悦) (関係課) 高等教育局大学振興課(課長: 中岡司) / 専門教育課(課長: 浅田和伸) / 医学教育課(課長: 石野利和) / 学生支援課(課長: 栗山雅秀) / 国立大学法人支援課(課長: 小松親次郎) / 私学部私学行政課(課長: 片山純一)	
④基本目標及び達成目標	<p>基本目標3-1 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 活力に富み国際競争力のある大学づくりを目指して、大学の改革を推進するとともに、大学の適切な評価システムを育成すること等によって、大学などにおける教育研究の充実を図る。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=以下の11の達成目標の達成度合い(進捗状況)がすべてアマ たはイであり、アが8つ以上ある場合。 イ=以下の11の達成目標の達成度合い(進捗状況)が概ねイである 場合(エがなく、ウが2つ以下である場合が該当)。 ウ=以下の11の達成目標の達成度合い(進捗状況)にエがない場 合(ウが3つ以上ある場合が該当)。 エ=以下の11の達成目標の達成度合い(進捗状況)にエがある場 合。</p> <p>達成目標3-1-1 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) ファカルティディベロップメント(FD)、厳格な成績評価(GPA) 等の教育内容・方法の改善などに取り組む大学を増加させる。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=FDに取り組む大学数、GPAに取り組む大学数がともに大き く増加した。 イ=FDに取り組む大学数、GPAに取り組む大学数がともに増加 した。 ウ=FDに取り組む大学数、GPAに取り組む大学数のうち、一方 は増加したが、一方は減少した。 エ=FDに取り組む大学数、GPAに取り組む大学数が、ともに減 少した。</p> <p>達成目標3-1-2 (基準年度: 13年度 達成年度: 17年度) 大学におけるインターンシップを推進することにより、教育研究内容 と社会での実地経験を結びつけるためのカリキュラムの多様化を促進す る。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 インターンシップ推進のための施策(全国フォーラムの開催、大学に 対する実施に必要な経費の支援、現代的教育ニーズ取組支援プログラム における支援)の実施状況。 ア=上記の施策が想定以上に円滑に実施された。 イ=上記の施策が着実に実施された。 ウ=上記の施策の実施に一部遅れが見られた。 エ=上記の施策が十分実施されなかった。</p> <p>達成目標3-1-3 (基準年度: 13年度 達成年度: 16年度) 診療に必要な基本的な知識、技能及び態度を有する医師・歯科医師の 養成を促進する。</p> <p>※本目標はこれまで達成年度を17年度としてきたが、「共用試験システ ム」が平成17年度から本格実施に移ること、また、運用主体が「共用 試験実施機構」にかかわることから、達成年度を16年度に変更した。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=共用試験トライアルに参加している学部数の割合が100%に達 した。 イ=共用試験トライアルに参加している学部数の割合が増加した。 ウ=共用試験トライアルに参加している学部数の割合が横ばい。 エ=共用試験トライアルに参加している学部数の割合が減少した。</p> <p>達成目標3-1-4 (基準年度: 16年度 達成年度: 20年度) 国公私立大学を通じた競争的環境の下で、各大学の優れた教育改革の 取組を促進することにより、高等教育の活性化を図る。</p>	<p>達成度合い又は 進捗状況</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p> <p>概ね順調に進捗</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p>

<p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝競争的環境の下、高等教育の活性化に向けた各大学の自主性・自律性に基づく特色ある優れた取組が展開された。 イ＝競争的環境の下、高等教育の活性化に向けた各大学の自主性・自律性に基づく特色ある優れた取組がある程度展開された。 ウ＝競争的環境の下、高等教育の活性化に向けた各大学の自主性・自律性に基づく特色ある優れた取組が十分には展開されなかった。 エ＝競争的環境の下、高等教育の活性化に向けた各大学の自主性・自律性に基づく特色ある優れた取組が展開されなかった。</p>	
<p>達成目標 3-1-5（基準年度：16年度 達成年度：20年度） 法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等を図り、高度専門職業人の養成を推進する。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝すべての専門職大学院において質の高い高度専門職業人の養成を行うための取組が積極的に進められている。 イ＝多くの専門職大学院において質の高い高度専門職業人の養成を行うための取組が積極的に進められている。 ウ＝質の高い高度専門職業人の養成を行うための取組が進めている専門職大学院が必ずしも多くない。 エ＝質の高い高度専門職業人の養成を行うための取組を行っている専門職大学院が少ない。</p>	<p>想定どおり達成</p>
<p>達成目標 3-1-6（基準年度：16年度 達成年度：19年度） 国公立大学を通じた競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成し、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成され、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりが大幅に進展した。 イ＝競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成され、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりが着実に進展した。 ウ＝競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成され、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりが十分には進展しなかった。 エ＝競争的環境の下で、各大学の個性や特色を活かした世界的な研究教育拠点を形成され、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりが進展しなかった。</p>	<p>想定どおり達成</p>
<p>達成目標 3-1-7（基準年度：毎年度 達成年度：毎年度） 教員の流動化を促進し、大学における教育研究活動の活性化を図る。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝任期制を導入する大学数が、前年度比 50 %以上の伸びを示している。 イ＝任期制を導入する大学数が、前年度比 20 %以上の伸びを示している。 ウ＝任期制を導入する大学数が、前年度に比べ増加しているが、その伸び率が 20 %未満である。 エ＝任期制を導入する大学数が、前年度に比べ減少している。</p>	<p>想定どおり達成</p>
<p>達成目標 3-1-8（基準年度：16年度 達成年度：20年度） 大学の学部等の設置認可に関し、当該学部等が与える学位の種類及び分野を変更しないものについては届出での設置を認めることにより、公立大学のニーズに応じた機動的・弾力的な組織改編を推進する。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝当該年度の大学等設置認可件数が、平成 12 年度から平成 14 年度までの設置認可件数の平均（229 件）に比べて 50 %以上増加している。 イ＝当該年度の大学等設置認可件数が、平成 12 年度から平成 14 年度までの設置認可件数の平均（229 件）に比べて 20 %以上増加している。 ウ＝当該年度の大学等設置認可件数が、平成 12 年度から平成 14 年度までの設置認可件数の平均（229 件）に比べて増加しているが、その伸び率が 20 %未満である。 エ＝当該年度の大学等設置認可件数が、平成 12 年度から平成 14 年度までの設置認可件数の平均（229 件）に比べて減少している。</p>	<p>想定どおり達成</p>
<p>達成目標 3-1-9（基準年度：16年度 達成年度：22年度） 平成 16 年 4 月から、文部科学大臣から認証を受けた評価機関により、全ての大学が定期的に評価を受けることとする認証評価制度を導入し、</p>	<p>想定どおり達成</p>

<p>新たな大学の事後評価システムの構築を図る。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝評価機関の認証を行い、かつ、認証された評価機関すべてが評価を実施した。 イ＝評価機関の認証を行い、かつ、評価が実施された。 ウ＝評価機関の認証を行った。 エ＝評価機関の認証が行われなかった。</p>	
<p>達成目標 3-1-10（基準年度：15年度 達成年度：16年度） 国立大学の法人化及び公立大学法人制度の創設により、各大学の自主性・自律性を高め、国公立大学の教育研究の活性化を図る。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝各大学の自主性・自律性を高めるために必要な制度改正がなされ、各大学において、教育研究が活性化された。 イ＝各大学の自主性・自律性を高めるために必要な制度改正がなされ、各大学において、教育研究の活性化に向けた取組がなされた。 ウ＝各大学の自主性・自律性を高めるために必要な制度改正がなされたが、各大学において、教育研究の活性化に向けた取組が十分にはなされなかった。 エ＝各大学の自主性・自律性を高めるために必要な制度改正がなされなかった。</p>	<p>想定どおり達成</p>
<p>達成目標 3-1-11（基準年度：15年度 達成年度：16年度） 学校法人制度の改善を図ることにより、学校法人が課題に対して主体的・機動的に対応していくための体制改善を行い、もって私立大学の活性化を図る。</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 ア＝学校法人の管理運営体制の改善のために必要な制度改正がなされ、各学校法人においても新制度への移行のための準備が円滑に進むとともに、これを契機として、管理運営体制の更なる充実のための自主的な見直しが行われた。 イ＝学校法人の管理運営体制の改善のために必要な制度改正がなされ、各学校法人においても新制度への移行のための準備が円滑に進んだ。 ウ＝学校法人の管理運営体制の改善のために必要な制度改正がなされたが、各学校法人等においては新制度への移行のための準備が円滑に進まなかった。 エ＝学校法人の管理運営体制の改善のために必要な制度改正がなされなかった。</p>	<p>想定どおり達成</p>

⑤ 現状の分析と今後の課題

<p>達成目標 3-1-1</p> <p>【平成 16 年度の達成度合い】 大学の教育内容・方法については、平成 3 年の大学設置基準の大綱化以降、各大学の自主性及び創意工夫のもと、ファカルティディベロップメント（教員の授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組）や少人数教育、学生による授業評価、GPA の実施など様々な取組を通じて、教育研究の充実を図っているところである。 文部科学省においては、各大学が社会のニーズに応じて創意工夫により充実した教育研究を行うように、審議会の答申等の提言内容を各種会議等を通じて周知するとともに、各大学のカリキュラム改革等の進捗状況に係る調査の公表などを通じてこれらの取組を促しているところであり、FD を行う大学は前年度比 24 校、GPA を行う大学は前年度比 31 校、それぞれ増加していることから、想定どおり達成と判断した。</p>	
<p>達成目標 3-1-2</p> <p>【平成 16 年度の達成度合い】 平成 16 年度においては、インターンシップ推進のため、全国フォーラムの開催や大学がインターンシップを実施する際に必要な経費の支援（567 百万円）を行うとともに、現代的教育ニーズ取組支援プログラムの一課題として各大学における特色ある優れた取組に対する支援（6 件、20 億円の内数）を開始するなど、積極的な施策の展開を行った。 大学におけるインターンシップの実施率は、平成 13 年度から 14 年度の 1 年間ですでに 4.4 ポイント増加し、46.3 %となっている。さらに現代的教育ニーズ取組支援プログラムの公募テーマの一つとしてインターンシップに関するテーマを設定するなど、インターンシップ推進のための施策を着実に実施できたことから、概ね順調に進捗と判断。なお、16 年度の実施率については現在集計中であるものの、上記施策に基づく新たな取組の効果も期待できることから、目標の達成に向けて教育研究内容と社会での実地経験を結びつけるカリキュラムの多様化が着実に図られているものと思われる。</p>	
<p>達成目標 3-1-3</p> <p>【平成 16 年度の達成度合い】 平成 16 年度に共用試験トライアルに参加している学部数は昨年度より増加した（108 学部、約 99 %）ことから、想定どおり達成と判断。</p> <p>【達成目標期間全体の総括】 平成 14 年度のシステム導入以来、期間全体を通して、共用試験トライアルに参加している学部数の割合が高水準で順調に推移し、平成 16 年度で 99 %に達していることから、本達成目</p>	

標については、想定どおりに達成した。

達成目標 3-1-4

【平成 16 年度の達成度合い】

特色ある優れた大学教育改革の取組を支援する「特色ある大学教育支援プログラム」の継続とともに、平成 16 年度は、社会的要請の強い政策課題に対応した取組を支援する「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」、教職員の教育研究能力の向上を目的とした海外派遣の取組を支援する「海外先進教育研究実践支援プログラム」を創設し、高等教育の更なる活性化を図った。

平成 16 年度においては、「特色ある大学教育支援プログラム」で 58 件（申請は 534 件）、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」で 86 件（申請は 559 件）、「海外先進教育研究実践支援プログラム」で 520 件（申請は 780 件）を選定し、財政支援を行った。また、「特色ある大学教育支援プログラム」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」においては、事例集の作成、フォーラムの開催、ホームページの開設などにより広く社会に情報提供を行った。これらのプログラムの実施により、各大学において積極的な教育改善の取組がある程度行われているところであり、想定どおり達成されていると判断した。

達成目標 3-1-5

【平成 16 年度の達成度合い】

平成 16 年度は法科大学院を始め各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等を図るため、優れた教育プロジェクトを行う専門職大学院に対して重点的に支援を行い、もって高度専門職業人の養成を推進することを目的とした「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」を創設し、事業の制度設計（選定委員会、公募要領、審査要項等）を行うとともに、特色ある優れた教育プロジェクトを選定（申請：84 専門職大学院 127 件 選定：60 専門職大学院 63 件）することで、国際水準の高度で実践的な教育を実施するための具体的内容や方法の開発・充実等を図り、社会経済の各分野で指導的な役割を果たし、国際的にも活躍できる人材の養成に取り組んだ。93 専門職大学院のうちほとんどの 84 大学院が応募し、そのうち 60 大学院が選定されたこと、選定に漏れた大学院の中にも意欲的な取組が数多く見られたことを踏まえると、多くの専門職大学院において質の高い高度専門職業人の養成を行うための取組が積極的に進められていると考えられることから、想定どおり達成と判断。

なお、制度創設初年度である平成 16 年度の法科大学院における入学者選抜の状況は、全入学者 5,767 人のうち、社会人が 2,792 人（48.4%）、理系等法学系以外の学部出身者が 1,988 人（34.5%）を占め、多様なバックグラウンドを有する者を幅広く法曹に受け入れるとの制度創設の趣旨を踏まえた学生受け入れが行われている。※平成 13 年度事業評価（新規事業）実施対象

達成目標 3-1-6

【平成 16 年度の達成度合い】

平成 14 年度より、「大学の構造改革」の一環として、学問分野別に第三者評価を行い、主として研究上のポテンシャルの高い研究教育拠点（大学院博士課程レベル）に対し、高度な人材育成機能も加味した、重点支援を行うことにより、世界最高水準の大学づくりを推進する「21 世紀 COE プログラム」を創設。これまでに、事業の制度設計（審査委員会、公募要領、審査要項、審査基準等）を行うとともに、平成 14 年度に 50 大学 113 拠点（申請は、163 大学 464 拠点）、平成 15 年度に 56 大学 133 拠点（申請は、225 大学 611 拠点）を採択しており、これらについて継続的に支援を行った。また、平成 16 年度には、「革新的な学術分野」における世界最高水準の研究教育拠点として 28 拠点を採択（申請は 320 拠点）し、新たに支援を開始するとともに、平成 14 年度に採択された拠点について中間評価を行った。

中間評価は、現時点での各拠点における取組の進捗状況について外部の意見を取り入れながら行うものであり、これにより、各拠点における取組がより効率的に行われ、あるいは各拠点による取組がより確実に成果を挙げることが支援されることから、本評価の適切な実施も含め、21 世紀 COE プログラムは順調に進捗しているものと考えられる。

また、21 世紀 COE プログラムへの申請が契機となり、採択拠点以外の各大学においても、学部・研究科の壁を越え、学長によるマネジメント体制の下、全学的視野に立った戦略的な研究教育体制の構築に取り組むなど、国公私立大学を通じた大学間の競争的環境の醸成等が促され、世界最高水準の大学づくりが着実に進展しているところであり、本達成目標については想定どおり達成しているものと判断した。

達成目標 3-1-7

【平成 16 年度の達成度合い】

「大学教員等の任期に関する法律」に基づき任期制を導入している大学は、平成 15 年 10 月現在、①国立大学 88 大学、②公立大学 20 大学、③私立大学 139 大学の合計 247 大学（前年度比 26% の増）となっており、教員の流動化については、想定どおり達成と判断。なお、任期制の導入に関して誘導や干渉は一切行わないよう、法案審議に際して附帯決議を受けており、文部科学省から各大学に任期制導入を働きかけることはできないが、任期制を導入する大学が増えているのは、任期法の趣旨が各大学に浸透してきたためと考えられ、今後も各大学が任期制を導入していくことが期待される。

関連して、教員の公募については、平成 12 年度で全大学の半数を超える 412 大学（63%）が導入しており、その実施環境がすでに醸成されていると考えられることから、今後も着実な増加が期待されることである。

達成目標 3-1-8

【平成 16 年度の達成度合い】

平成 15 年度からその一部が届出事項となった国公私立大学の学部等の設置の平成 12 年度から平成 14 年度までの間における年平均認可申請件数が 229 件であるのに対し、平成 16 年度の認可又は届出件数は 314 件（うち届出は 189 件）であり、約 37% の増加がみられることから、想定どおり達成しているものと判断した。

達成目標 3-1-9

【平成 16 年度の達成度合い】
平成 16 年 4 月から認証評価制度が導入され、年度中に法科大学院の評価を行う機関も含め、4 機関が認証を受ける（評価対象ごとに認証を受けるため、実際には 6 件の認証）とともに、そのうちの 1 機関が適切に評価を実施した。以上により、評価機関の認証から実際の評価にわたる認証評価制度全体が円滑に実施されているものと考えられ、想定どおり達成と判断。

達成目標 3-1-10

【平成 16 年度の達成度合い】
平成 16 年 4 月に 89 の国立大学法人、1 の公立大学法人が成立し、各大学がより自主性・自律性を高めた自己責任の下に、これまで以上に創意工夫を重ねながら、教育研究の高度化や個性豊かな大学づくりに取り組むことが可能となった。国立大学法人評価については、平成 16 年 10 月に年度評価の実施要領、平成 17 年 3 月に実績報告書の様式を定め、年度評価の実施に向けた体制を整備した。

【達成目標期間全体の総括】

平成 15 年 7 月に国立大学法人法、地方独立行政法人法等が成立し、関係法令の整備の後、平成 16 年 4 月 1 日に両法が施行され、国立大学法人及び公立大学法人が成立した。各大学では学長のリーダーシップの下、機動的かつ迅速な意思決定により、個性・特色を生かした教育研究活動などが積極的に実施されており、期間全体を通して、概ね順調に進捗し、想定どおり達成されたと判断。なお、国立大学法人における教育研究の状況についての評価は、中期目標期間終了時の評価の中で、独立行政法人大学評価・学位授与機構によって行われることとなっている。

達成目標 3-1-11

【平成 16 年度の達成度合い】
私立学校法の一部を改正し、学校法人が近年の急激な社会状況の変化に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対処するための体制強化を行うとともに、財務情報の関係者への閲覧の義務付け、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行った。特に、理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図った。
また、各学校法人が改正法の施行に円滑に対応できるよう、法令改正の趣旨・概要・留意事項を通知するとともに、全国 6 ブロックで説明会を行った。各学校法人においても、制度改正を受け、寄附行為の変更など所要の規定の整備が円滑に進んでおり、想定どおり達成と判断（平成 16 年度中に寄附行為の変更〔法改正に伴い、平成 18 年 3 月 31 日までに要措置〕を行った文部科学大臣所轄学校法人：660 法人中 169 法人）。

【達成目標期間全体の総括】

平成 15 年度においては、学校法人制度の改善の内容について、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に設けた検討委員会の報告が 10 月に取りまとめられたことにより、制度改善の方向性を固め、私立学校法の改正案を国会に提出することが出来た。
平成 16 年度においては、改正私立学校法の成立を受け、関係法令の改正など所要の整備を行うとともに、各学校法人が法令改正に円滑に対応できるよう、説明会を開催した。
達成目標期間全体を通して、概ね順調に進捗し、想定どおり達成した。

施策目標（基本目標）の達成度合い又は進捗状況

【平成 16 年度の達成度合い】
施策目標 3-1 の下の各達成目標については、すべてイとなっており、想定どおり達成と判断。

今後の課題（達成目標等の追加・修正及びその理由を含む）

達成目標 3-1-1
ファカルティディベロップメント（FD）や厳格な成績評価（GPA）等の教育内容・方法の改善などに取り組む大学を増加させるためには、今後も引き続き、各種機会を通じて、各大学の自主的な取組を促していくことが重要である。加えて、大学教育の新たな展開などに対応する各大学の取組を支援、促進することも今後必要である。

達成目標 3-1-2
今後、インターンシップを実施する大学を一層増加させるためには、大学に対する情報提供や各大学の取組に応じた重点的な財政的支援を図るとともに、質の向上を図っていくことが重要な課題である。

達成目標 3-1-3
指標が順調に推移し、「共用試験システム」がほとんど全ての大学において導入されていることから本目標は想定どおり達成したと考えられる。平成 17 年度からは「共用試験システム」の実施主体が「共用試験実施機構」へ全面移行するが、今後も 21 世紀の医療を担う良き医師・歯科医師の養成に向け、本システムが適切に活用されていくことが重要である。

達成目標 3-1-4
「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」については、各大学からの申請状況やフォーラムの社会的反響などから、各大学等における積極的な教育改革の取組に役立っていると判断できることから、大学教育改革の進捗状況を踏まえ必要な見直しを行い、今後とも継続的な公募を行うことが重要である。
また、「海外先進教育研究実践支援プログラム」については、各大学等からの申請状況等から、教職員の教育研究能力の向上に資することができたと考えられるが、更なる国際化を推進するために必要な見直しを行いつつ、今後とも継続的な公募を行うことが重要である。
さらに、今後は医師、薬剤師や教員など、特定の人材養成に特化した同様の施策を展開していくことも有効であると考えられる。

達成目標 3-1-5

引き続き、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野での専門職大学院の創設・拡充や国際水準の高度で実践的な教育を実施するための具体的内容や方法の開発・充実等を図るとともに、今後は、各分野において指導的役割を果たす専門職大学院を重点的に支援することによって、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成をより積極的に推進することが重要。

達成目標 3-1-6

21 世紀 COE プログラムについては、世界最高水準の大学づくりに役立っており、今後必要な財政支援を適切に行うことが重要である。また、拠点としての機能をより適切に果たしていくためには、間接経費の措置を併せて行うことが効果的である。さらに、大学院の教育研究活動全体をより活性化していくためには、現代社会のニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図る必要がある。

達成目標 3-1-7

今後引き続き各大学における任期制の導入を促し、教員の流動性を高めることが必要である。

達成目標 3-1-8

届出制導入の成果と課題について、フォローアップを行っていくことが重要である。

達成目標 3-1-9

評価機関の認証が行われるとともに、実際に大学を対象とした認証評価が適切に実施されるなど、認証評価制度は円滑に実施されているものと考えられるが、今後は、認証評価機関の更なる質の向上による本制度の充実に加え、評価の多様化を図るなど、事後評価のシステム全体を発展させていく必要がある。

達成目標 3-1-10

国立大学法人については、法人化制度が円滑に定着し、各大学が法人化のメリットを最大限に活かすことで、更なる教育研究の活性化が図られるよう、国立大学法人運営費交付金の確保など、財政面も含めた支援を図ることが重要である。

また、公立大学法人の設立を検討している地方公共団体に対し、その円滑な手続きのための支援を行うことが今後も引き続き必要である。

達成目標 3-1-11

学校法人の管理運営の改善については、平成 17 年 4 月 1 日の改正私立学校法の施行を受け、学校法人の自主的・自律的な取組が一層求められることに鑑み、各学校法人における改善の状況についての検証を行うとともに、引き続き、取り組むべき課題等についての周知を図り、各学校法人の自主的な改善努力を促すことが重要である。

評価結果の 17 年度以降 の政策への反 映方針

達成目標 3-1-1

平成 17 年度以降も、ファカルティディベロップメント (FD)、厳格な成績評価 (GPA) 等の導入の促進に取り組みつつ、大学教育の新たな展開なども視野に入れた高等教育行政施策を行うこととし、その企画立案等に資するため、新たに「大学改革研究委託事業 (先導的
大学改革推進委託)」を実施する。※平成 16 年度事業評価 (新規・拡充事業) 実施対象

達成目標 3-1-2

インターンシップ推進のための経費を計上し、施策を引き続き実施するとともに、インターンシップ受入企業等の開拓など、各界における積極的な取組を支援するため、厚生労働省、経済産業省などの関係機関、関係団体と連携を図る。また、インターンシップの質の向上を図る観点から、高度な専門人材育成を目的とした「派遣型高度人材育成協同プラン」の実施や地域の企業等が有する潜在的な教育能力を活用した実践的かつ体系的なキャリア教育の推進に努める。

達成目標 3-1-3

平成 14 年度に始まった「共用試験システム」はほとんど全ての大学において導入されていることから、達成年度が到来する 16 年度をもって、本達成目標を達成するための既存の施策を終了することとし、優れた医療人の養成のため、17 年度から新たに、へき地を含む地域医療を担う医療人や患者本位の全人的医療を実現できる医療人養成を目指す優れた取組を支援する「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」事業を新設する (3-1-4)。

達成目標 3-1-4

「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」を継続して実施することにより、引き続き、各大学等における積極的な教育改革の取組を促進し、更なる高等教育の活性化を図る。

また、「海外先進教育研究実践支援プログラム」については、大学教育の国際化をさらに推進するため、新たに戦略的国際連携支援事業、長期海外留学支援事業を加えるとともに、プログラム名を「大学教育の国際化推進プログラム」と改め、引き続き更なる高等教育の活性化を図る。

さらに、平成 17 年度からは、「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」を実施し、地域医療等を担う医療人を養成する大学病院の優れた教育の取組を支援するとともに、「大学・大学院における教員養成推進プログラム」を実施し、大学、大学院における資質の高い教員を養成するための特色ある優れた教育プロジェクトに対しても支援を行う。また、後述の「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」を実施する。

平成 18 年度以降も、国公私立大学を通じた大学教育改革の支援を更に充実させ、高等教育の活性化を図る。

達成目標 3-1-5

引き続き、専門職大学院における教育内容・方法の開発及び教育体制の充実を図る取組について重点的に支援を行うとともに、関係団体等との連携の強化を図り、各分野における指導的役割を目指す先導的な取組を重点的に支援することによって、専門職大学院を充実させ、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成を推進する。

達成目標 3-1-6

引き続き、「21世紀COEプログラム委員会」による採択拠点の中間評価の果たす役割なども踏まえながら、これまでに「21世紀COEプログラム」において採択された拠点に対する支援を着実にを行うことを通じ、国際競争力を有する世界最高水準の大学づくりを図っていく。また、大学院教育（特に博士課程における研究者養成の教育プログラム）については、体系的な教育プログラムが構築されていないなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、平成17年度からは、大学院における教育課程の実質化を図るための組織的取組に着目した重点支援事業（『魅力ある大学院教育』イニシアティブ）（3-1-4）を実施する。さらに、現行のCOE事業の後継事業の在り方についても、中央教育審議会における大学院関係の議論を踏まえながら今後、順次検討を行う。

達成目標 3-1-7

平成17年度以降も、大学における任期制の導入の促進に取り組む。また、各大学の任期制・公募制の取組状況をより正確に把握するための指標等を検討する。

達成目標 3-1-8

引き続き、各大学の機動的・弾力的な組織改編に資するよう、届出制の適切な運用を行なっていく。

達成目標 3-1-9

今後は認証評価制度だけでなく、事後評価のシステム全体の充実を図る必要があり、具体策として、以下の施策を推進する。

- ・ 相談業務を積極的に行うなど、質の高い評価の実現等に向けた各機関の取組を支援することで認証評価の充実を図る。
- ・ 大学評価・学位授与機構について、厳しい財政事情の中、大学評価の実施及びその充実のための検討に必要な所要の予算措置を講じる。（関連：3-1-10）
- ・ 学協会等が大学等と協力して行う分野別評価などの第三者評価に関する取組を支援する。

達成目標 3-1-10

国立大学法人においては、各大学が一層の教育研究の活性化を図れるよう、国立大学法人運営費交付金の確保など、財政面も含めた継続的な支援を図るとともに、国立大学法人評価委員会による評価を着実に実施し、その結果を公表することで、大学の継続的な質的向上を促進し、かつ、社会への説明責任を果たしていくことが必要である。

そのため、大学評価・学位授与機構について、厳しい財政事情の中、大学評価の実施及びその充実のための検討に必要な所要の予算措置を講じる。（関連：3-1-9）

公立大学法人の設立を検討している地方公共団体に対し、その円滑な手続きのための支援を引き続き行う。

達成目標 3-1-11

平成17年度より、改正私立学校法が施行され、学校法人が自主的・自律的に管理運営する機能が充実したことを受け、今後は各学校法人の管理運営制度の改善の状況についての検証を行い、各学校法人の自主的な改善努力を促す。

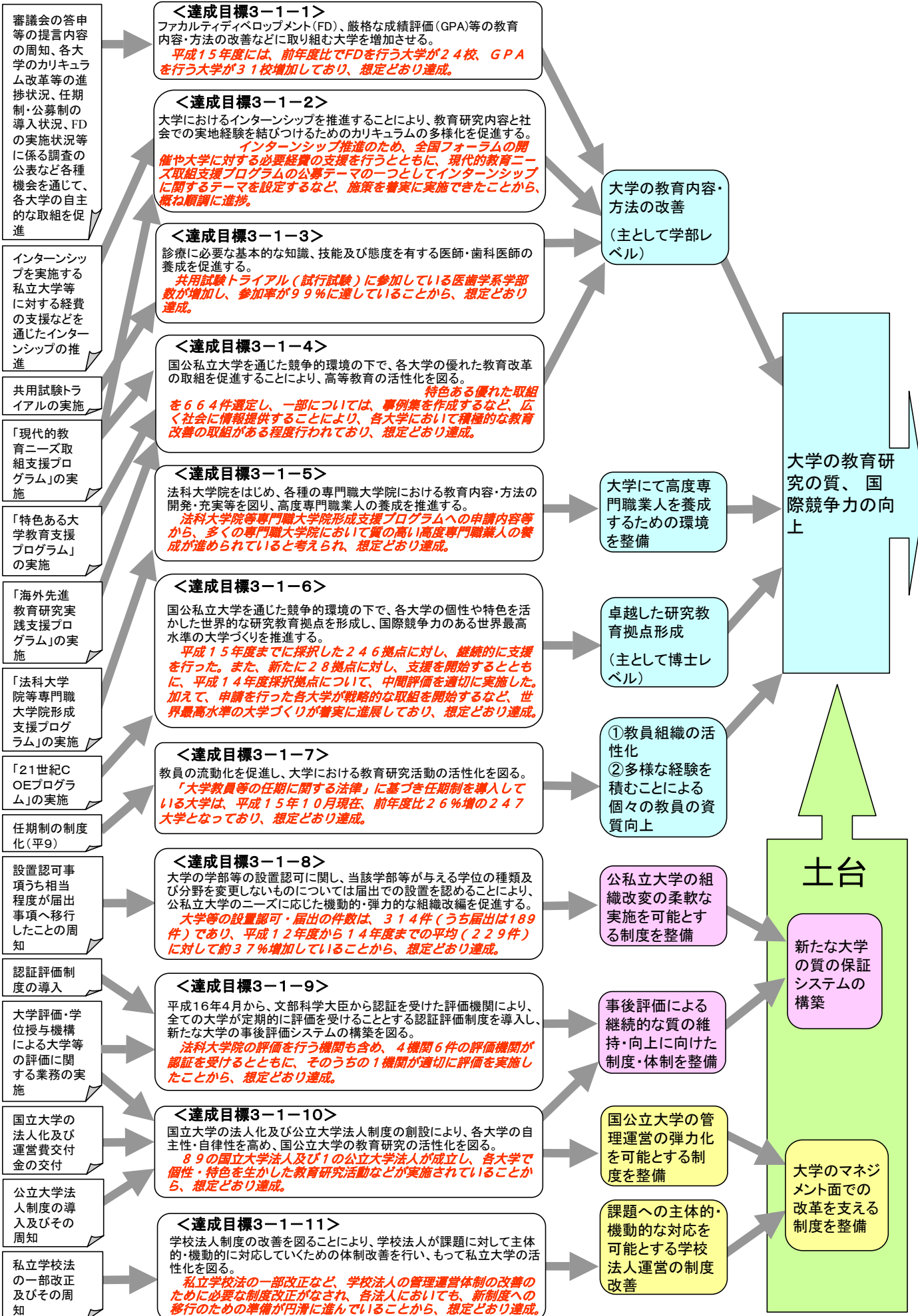
⑥指標	指標名	12	13	14	15	16
	ファカルティディベロップメントの取組を行っている大学数（※1） （達成目標3-1-1関係）	341 (52%)	409 (61%)	458 (67%)	482 (69%)	集計中
	厳格な成績評価（GPA）の取組を行っている大学数（※1） （達成目標3-1-1関係）	68 (10%)	91 (14%)	140 (20%)	171 (24%)	集計中
	大学におけるインターンシップ（※2）実施率（%） （達成目標3-1-2関係）	33.5	41.9	46.3	集計中	集計中
	共用試験トライアルに参加している学部数（※3） （達成目標3-1-3関係）		104 (96%)	105 (97%)	107 (99%)	108 (99%)
	「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の選定専門職大学院数（申請大学院数） （達成目標3-1-5関係）					60 (84)
	「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の選定件数（申請件数） （達成目標3-1-5関係）					63 (127)
	任期制を導入している大学数（※1）及び全体に占める割合 （達成目標3-1-7関係）	94 (14%)	147 (22%)	196 (29%)	247 (35%)	集計中
	大学等の設置認可・届出の件数 ※カッコ内は、15年度の制度改正で可能となった届出	246	229	212	374 (189)	314 (189)

	による件数で、内数 (達成目標 3-1-8)					
	文部科学大臣による評価機関の認証件数 (達成目標 3-1-9 関係)					6
	公立大学法人数 (公立大学数) (達成目標 3-1-10 関係)					1 (80)
参考指標	大学におけるインターンシップ (※2) 体験学生数 (達成目標 3-1-2 関係)	21,063	25,972	30,222	集計中	集計中
	現代的教育ニーズ取組支援プログラム (インターンシップ関係) 採択大学数 (※1) (申請大学数 (※1)) (達成目標 3-1-2 関係)					6 (32)
	「特色ある大学教育支援プログラム」採択件数 (申請件数) (達成目標 3-1-4 関係)				80 (664)	58 (534)
	「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」採択件数 (申請件数) (達成目標 3-1-4 関係)					86 (559)
	「海外先進教育研究実践支援プログラム」採択件数 (申請件数) (達成目標 3-1-4 関係)					520 (780)
	「21 世紀 COE プログラム」の採択件数 (申請件数) (達成目標 3-1-6 関係)			113 (464)	133 (611)	28 (320)
	「21 世紀 COE プログラム」の中間評価 (平成 14 年度採択拠点のみ) において、当初目的の達成が可能 (5 段階評価で 1 または 2) との評価を受けた拠点数及び割合 (達成目標 3-1-6 関係)					101 (89%)
	認証評価制度による評価を受けた大学数 (※1) (達成目標 3-1-9 関係)					34
	国立大学法人数 (国立大学数) (達成目標 3-1-10 関係)					89 (89)
	私立学校法改正及び関係法令の整備を受けて、寄附行為の変更を行った大臣所轄学校法人数 (全学校法人数) (達成目標 3-1-11 関係)					169 (660)
⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	<p>指標 (達成目標 3-1-2 関係) 大学等におけるインターンシップ実施状況調査 (文部科学省) (達成目標 3-1-3 関係) 共用試験実施機構による集計データ その他は文部科学省調べ 参考指標 いずれも文部科学省調べ</p>					
⑧主な政策手段	政策手段の名称 (上位達成目標) [16 年度予算額]	政策手段の概要			16 年度の実績 (得られた効果、効率性、有効性等)	
	各種機会を通じた各大学の自主的な取組の促進 (達成目標 3-1-1、 3-1-7)	審議会の答申等の提言内容の周知、各大学のカリキュラム改革等の進捗状況、任期制・公募制の導入状況、FD の実施状況等に係る調査の公表など。			大学における教育内容等の改革状況について、毎年度調査を行い、公表しているが、こうした取組を通じ、例えば、平成 12 年度には 341 校だった FD を実施する大学数が、平成 15 年度には 482 校にまで増加し、また、GPA 制度を導入する大学数についても、平成 12 年度には 68 校だったものが平成 15 年度には 171 校になるなど、各大学の自主的な取組が広がりつつある。	
	「インターンシップ推進」事業 (達成目標 3-1-2) [567 百万円]	<p>インターンシップを実施する私立大学等に対し経費を支援する「インターンシップ推進事業」を実施。</p> <p>※このほか、現代的教育ニーズ取組支援プログラムの公募テーマの一つとして各大学における優れた取組に対する支援を実施。</p>			<p>インターンシップを実施する際に必要な経費の支援 (567 百万円) を行い、各大学におけるインターンシップの着実な導入が見られた。</p> <p>※現代的教育ニーズ取組支援プログラムではインターンシップの関連の取組として 6 件採択。</p>	
臨床実習に先立つ共用試験トラ	医学部学生が行う臨床実習について、必要な症例を確保するとともに			医学部学生として必要な症例数を確保するとともに、大学病院では経験できない一		

<p>イアルの実施 (達成目標 3-1-3)</p>	<p>大学病院では経験できない一般的な疾患等を体験するため、関連教育病院等における医学教育実習を実施。 ※平成13年度事業評価(拡充事業)実施対象 関連して臨床実習開始前の学生を大学関係者が適切に評価する「共用試験システム」の平成17年度からの本格実施に向け、「共用試験実施機構」の設置、トライアル(試行試験)の実施、トライアルへの参加の呼びかけなどを実施。</p>	<p>一般的な疾患等を体験することにより、学生の臨床経験を豊富ならしめたほか、地域医療に対する理解も深まった。 また、共用試験実施機構の設立や、数次にわたるトライアルの結果を踏まえた実施方法の改善等により、平成17年度からの共用試験の本格実施に向けた体制が整った。</p>
<p>「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」 (達成目標 3-1-2、 3-1-4) [1,997百万円]</p>	<p>各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応した大学、等の種々の取組の中から、特に優れた教育取組を選定し、支援を行うとともに、広く社会に情報提供を行うことにより、高等教育の活性化を図る。 ※平成15年度事業評価(新規・拡充事業)等実施対象</p>	<p>86件の優れた取組を選定し、財政支援を行い、取組の更なる促進を図った。 また、各大学の教育改革の取組に資するため、ホームページの開設やフォーラムの開催などにより、広く社会に情報提供を行った。 このプログラムの実施により、各大学において積極的な教育改革の取組が行われている。</p>
<p>「特色ある大学教育支援プログラム」 (達成目標 3-1-4) [3,124百万円]</p>	<p>大学における教育改革の種々の取組の中から、特色ある優れた取組を選定し、支援を行うとともに、広く社会に情報提供を行うことにより、高等教育の活性化を図る。 ※平成14年度事業評価(新規・拡充事業)等実施対象</p>	<p>58件の特色ある優れた取組を選定し、財政支援を行い、取組の更なる促進を図った。 また、各大学の教育改革の取組に資するため、事例集の作成やフォーラムの開催などにより、広く社会に情報提供を行った。 このプログラムの実施により、各大学において積極的な教育改革の取組が行われている。</p>
<p>「海外先進教育研究実践支援プログラム」 (達成目標 3-1-4) [1,592百万円]</p>	<p>大学等の教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、先進的な研究や優れた教育実践に参画させることなどにより、教育研究能力の向上を図る優れた取組を選定し、財政支援を行うことで、高等教育改革の活性化を図る。 ※平成16年度事業評価(新規・拡充事業)実施対象</p>	<p>520件の優れた取組を選定し、財政支援を行うことにより、教職員の教育研究能力の向上を図った。</p>
<p>「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」 (達成目標 3-1-5) [15億円]</p>	<p>各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等を図るため、優れた教育プロジェクトを行う専門職大学院に対して重点的に支援を行った。 ※平成15年度事業評価(新規・拡充事業)等実施対象</p>	<p>127件の教育プロジェクトの申請があり、有識者等で構成する「同プログラム選定委員会」による審査によって、63件の教育プロジェクトが採択され、専門職大学院における優れた教育内容・方法の開発・充実等を目的とした教育プロジェクトが実施された。</p>
<p>21世紀COEプログラム (達成目標 3-1-6) [36,727百万円]</p>	<p>第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進。 ※平成13年度事業評価(新規事業)等実施対象</p>	<p>「革新的な学術分野」における世界最高水準の教育研究拠点として28件を採択し、教育研究拠点形成費補助金を支給し、取組の更なる促進を図った。また、各採択拠点の事業概要についてはホームページにおいて広く公表し、積極的な情報提供を行っているが、これらの取組を通じ、世界最高水準の大学づくりが進められている。</p>
<p>大学の教員等の任期に関する法律の施行(平成9年8月25日) (達成目標 3-1-7)</p>	<p>国公立大学の教員にも任期を付すことを可能とする制度を導入。</p>	<p>平成12年度には94校だった「任期制を導入する大学数」が、平成15年度の調査によると247校まで伸びているなど、任期制の導入が着実に進展している。</p>
<p>設置認可事項のうち相当程度が届出事項へ移行したことの周知 (達成目標 3-1-8)</p>	<p>平成15年度から設置認可事項の相当程度が届出事項とされていることについて、通知を发出するほか、各種会議等の機会に説明を行う。</p>	<p>平成15年3月31日に、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」との事務次官通知を各国公立大学長等にあてて发出するなどしたことを受けて、各大学の機動的・弾力的な組織改編が促された。</p>
<p>改正学校教育法ほか関係法令の施行(平成16年4月1日)</p>	<p>文部科学大臣から認証を受けた評価機関により、全ての大学が定期的に評価を受けることとする認証評価制度を導入。</p>	<p>4機関6件の評価機関を認証。34大学が教育研究等の総合的な状況について評価を受けた。</p>

	(達成目標 3-1-9)		
	独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学等の評価に関する業務の実施 (達成目標 3-1-9、 3-1-10) [運営費交付金 2,189百万円 の内数]	認証評価機関としての認証に向け、必要な体制の整備、評価基準及び評価方法等の決定を行う。 国立大学法人等の教育研究の状況に関する評価について、効果的な評価方法の検討を行う。	平成17年1月には大学、短期大学及び法科大学院の評価を行う認証評価機関として認証。 国立大学教育研究評価委員会を設置し、検討を開始。
	国立大学の法人化 (達成目標 3-1-10)	89の国立大学全てを国の組織の枠組みから外し、法人化することにより、国立大学の活性化のためのマネジメント改革を図る。	各大学で、自主性・自律性を高めた環境の下、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づくりなど、法人化のメリットを活かした様々な取組がなされた。
	公立大学法人制度の導入(平成16年4月1日) (達成目標 3-1-10)	地方独立行政法人とその一類型としての公立大学法人について定める「地方独立行政法人法」の施行。	公立大学法人制度の創設により、自主性・自律性を高めた環境の下、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づくりなど、法人化のメリットを活かした様々な取組を行うことが可能となった。
	国立大学法人運営費交付金 (達成目標 3-1-10) [1,151,170 百万円]	国立大学法人に対し「渡し切りの交付金」である運営費交付金を交付。 (用途を特定しないため、各大学の判断の下、弾力的に執行することが可能。)	各大学の判断により、弾力的な予算の執行が可能となることで、教育研究の充実や学生サービスの向上、地域・社会貢献への積極的な参画など、機動的かつ迅速な対応が可能となった。
	公立大学法人制度の周知 (達成目標 3-1-10)	地方公共団体への制度趣旨の周知等を行うとともに、法人化を目指す地方公共団体に対し、必要な助言・指導を行う。	公立大学法人制度の内容について、平成17年度の設立に向けて準備を進めている地方公共団体に対して必要な助言・指導を行うとともに、制度趣旨の周知を図るため、全国6カ所で、公立大学法人制度について説明会を開催した。
	私立学校法の一部改正(平成17年4月1日施行) (達成目標 3-1-11)	学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対処するための法整備を行い、学校法人の管理運営制度の改善を図る。	各学校法人において、理事会の設置等をはじめとした理事・監事・評議員会の制度が整備され、権限・役割分担が明確になることで、学校法人が自主的・自律的に管理運営する機能が充実することになった。
	改正私立学校法説明会 (達成目標 3-1-11)	各学校法人が法令改正に円滑に対応できるよう、改正の趣旨、概要及び施行に際しての実務的な留意事項等について周知を図る。	北海道／東北／関東甲信越／北陸・中部・関西／中国・四国／九州各ブロックごとに説明会を開催し、学校法人への周知を図った。
⑨備考	※1 大学数とあるのは国公立大学全体の数。 ※2 インターンシップは授業科目として位置づけられているものに限る。 ※3 学部数とあるのは国公立大学医歯学部系学部の数。		
⑩政策評価担当部局の所見	・次年度の評価においては、達成目標3-1-10について、国立大学法人評価の結果を本評価において活用できるかどうかについて検討すべき。 ・次年度の評価においては、任期制等大学の実態が反映される指標について検討すべき。 ・次年度の評価においては、教育研究の特性に配慮しつつ、アウトカム指標の設定について検討すべき。		

施策目標3-1(大学などにおける教育研究機能の充実) 平成16年度の実績評価の結果の概要



基本目標 活力に富み国際競争力のある大学づくりを目指して、大学の改革を推進するとともに、大学の適切な評価システムを育成すること等によって、大学などにおける教育研究の充実を図る。

想定どおり達成

①上位の政策名	政策目標3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興	
②施策名	施策目標3-2 大学などにおける教育研究基盤の整備	
③主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 大臣官房文教施設企画部計画課(課長: 金谷史明) (関係課) 高等教育局国立大学法人支援課(課長: 小松親次郎) / 専門教育課(課長: 浅田和伸) / 医学教育課(課長: 石野利和)	
④基本目標及び達成目標	<p>基本目標3-2 (基準年度: 13年度 達成年度: 17年度) 国立大学等施設を重点的・計画的に整備し、大学などにおける教育研究基盤の整備を図る。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=各達成目標の達成度合いが、当初想定していた水準を大幅に上回っている場合 イ=各達成目標の達成度合いが、当初想定していた通りの水準であった場合 ウ=各達成目標の達成度合いが、一部について当初想定していた水準に達しなかった場合 エ=各達成目標の達成度合いが当初想定していた水準に達しなかった場合</p> <p>達成目標3-2-1 (基準年度: 13年度 達成年度: 17年度) 国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、平成17年度までに約600万㎡の国立大学等の施設整備を重点的・計画的に行う。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=整備対象別の整備目標に対する達成度合いが、当初想定していた水準を大幅に上回っている場合 イ=整備対象別の整備目標に対する達成度合いが、当初想定していた通りの水準であった場合 ウ=整備対象別の整備目標に対する達成度合いのうち、一部について、当初想定していた水準に達しなかった場合 エ=整備対象別の整備目標に対する達成度合いが、当初想定した水準に達しなかった場合 ※平成16年度は5か年計画の4年目に当たるため、整備目標に対する想定水準を全体計画の8割とする。</p> <p>達成目標3-2-2 (基準年度: 13年度 達成年度: 17年度) 施設の効率的・弾力的利用を図るための施設検討委員会等の設置などの体制づくりを推進する。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 イ=施設の効率的・弾力的利用を図るための体制づくりの整備状況が80~100%の場合 ウ=施設の効率的・弾力的利用を図るための体制づくりの整備状況が50~79%の場合 エ=施設の効率的・弾力的利用を図るための体制づくりの整備状況が49%以下の場合</p> <p>達成目標3-2-3 (基準年度: 13年度 達成年度: 17年度) 施設の効率的・弾力的利用を図るための学内規定の整備を推進する。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 イ=施設の効率的・弾力的利用に関する学内規定の整備状況が80~100%の場合 ウ=施設の効率的・弾力的利用に関する学内規定の整備状況が50~79%の場合 エ=施設の効率的・弾力的利用に関する学内規定の整備状況が49%以下の場合</p>	<p>達成度合い又は進捗状況</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p>
⑤各達成目標の現状は進捗状況(達成年度が到来した達成目標については総括)	<p>達成目標3-2-1 平成16年度の達成目標の達成については、指標を踏まえ分析を行った結果、全体計画の約67%に達している。整備対象別に見ると、「大学院施設の狭隘解消等」(94.3%)、「卓越した研究拠点等」(87.6%)、「先端医療に対応した大学附属病院」(91.5%)となっており、想定通り(全体計画の8割)達成している。しかし、「老朽化した施設の改善」(53.3%)については、平成16年度において重点的に整備推進したところであるが、当初設定した整備目標に対する想定水準(全体計画の8割)を下回っている。 これは、総合科学技術会議において示された資源配分方針に基づき、教育研究成果の早期発現を目指すことともより、改善整備を行う際の移行先としても使用できるよう、「大学院施設の狭隘解消等」及び「卓越した研究拠点等」に係る施設整備を優先的に推進してきたためである。</p>	

	<p>達成目標 3-2-2 平成14年度の時点で、対象とする大学等すべてにおいて施設検討委員会等の設置を完了しており、本達成目標については、想定どおり達成した。</p>
	<p>達成目標 3-2-3 指標を踏まえ分析を行った結果、施設の効率的・弾力的利用に関する学内規定の整備は約94%に達しており、平成16年度の達成目標の達成については、想定どおり達成している。</p>
<p>施策目標（基本目標）の達成度合い又は進捗状況</p>	<p>平成16年度の基本目標の達成度合いについては、整備目標の約600万㎡に対し、これまでに約400万㎡（67.0%）の整備を実施しているが、「老朽化した施設の改善」について想定した整備水準を下回っており、全体としては、一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった。しかしながら、当初5か年計画の課題であった老朽化・狭隘化の解消のうち、優先的指標とされていた狭隘解消については想定どおり達成されており、大学の教育研究基盤の整備・充実については一定程度推進されている。</p> <p>また、施設の有効利用に関する学内組織や学内規定の整備も想定どおり達成していることにより、大学等の施設整備を計画・実施する上での基盤が形成された。この結果、利用率の低い室を集約しプロジェクト研究等を行うための共同利用スペースが形成されつつあるなど、大学改革と一体となった施設の効率的・弾力的な利用への取り組みが推進されている。</p>
<p>今後の課題（達成目標等の追加・修正及びその理由を含む）</p>	<p>「老朽化した施設の改善」については、想定した整備水準を下回っており、5か年計画に基づき、計画的に整備を推進するとともに、今後とも、老朽化対策を中心とした施設の整備について計画的・重点的に推進を図っていく必要がある。</p>
<p>評価結果の17年度以降の政策への反映方針</p>	<p>5か年計画の最終年度である平成17年度については、901億円（21万㎡）の予算を確保し整備推進を図っているところである。しかしながら、「老朽化施設の改善」についてはなお、想定した整備水準を下回る見込みであるため、平成18年度以降については、新たな整備計画を策定し、世界一流の人材育成、先端研究の推進のための基盤として、老朽化対策を中心とした施設の整備について計画的・重点的に推進を図っていく。また、施設の効率的・弾力的利用を図るための取り組みについても、より積極的に推進していく。</p>

⑥指標	指標名	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
	<p>国立大学等施設緊急整備5か年計画の達成状況 (整備目標：5か年で597万㎡) (達成目標3-2-1関係)</p>	50万㎡ (8.4%)	196万㎡ (32.8%)	271万㎡ (45.4%)	329万㎡ (55.1%)	400万㎡ (67.0%)
	<p>大学院施設の狭隘解消等 (整備目標：5か年で122万㎡)</p>	21万㎡ (17.5%)	63万㎡ (51.8%)	78万㎡ (64.0%)	106万㎡ (87.2%)	115万㎡ (94.3%)
	<p>卓越した研究拠点等 (整備目標：5か年で37万㎡)</p>	3万㎡ (7.9%)	17万㎡ (46.6%)	25万㎡ (67.3%)	31万㎡ (84.0%)	32万㎡ (87.6%)
	<p>先端医療に対応した大学附属病院 (整備目標：5か年で50万㎡)</p>	— (—)	18万㎡ (36.8%)	28万㎡ (55.6%)	37万㎡ (73.4%)	46万㎡ (91.5%)
	<p>老朽化した施設の改善 (整備目標：5か年で388万㎡)</p>	26万㎡ (6.6%)	98万㎡ (25.2%)	140万㎡ (36.2%)	155万㎡ (40.0%)	207万㎡ (53.3%)
	<p>施設の効率的・弾力的利用を図るための体制づくりの整備状況(達成目標3-2-2関係)</p>	92.3% (156校 /169校)	98.2% (166校 /169校)	100% (167校 /167校)	—	—
	<p>施設の効率的・弾力的利用に関する学内規定の整備状況(達成目標3-2-3関係)</p>	47.3% (80校 /169校)	69.8% (118校 /169校)	88.6% (148校 /167校)	89.7% (140校 /156校)	94.2% (147校 /156校)

⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	<p>事業の選定に当たっては、必要性・緊急性や教育研究の活性化状況などについて、有識者（国立大学等施設整備に関する検討会）の評価に基づき、客観的で公平性のある資源配分を行っている。</p> <p>科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員による「概算要求における科学技術関係施策の優先順位について」において、大学等の施設整備については、毎年S評価を受けている。</p>
------------------------	---

⑧主な政策手段	政策手段の名称 (上位達成目標) [16年度予算額]	政策手段の概要	16年度の実績 (得られた効果、効率性、有効性等)
	<p>国立学校施設整備事業 (達成目標3-2-1) [143,324百万円の内数] ※平成17年度事業評価 (新規・拡充事業)実施対象</p>	<p>「国立学校等施設緊急整備5か年計画」に基づき、重点的・計画的整備を図る。</p>	<p>[得られた効果] 5か年計画に基づき、「老朽化した施設の改善」について、重点的・計画的整備が図られた。</p> <p>大学院施設の狭隘解消等 : 約 9万㎡ 卓越した研究拠点 : 約 1万㎡ 先端医療に対応した大学附属病院 : 約 9万㎡ 老朽化した施設の改善等 : 約 52万㎡ [効率性]</p>

		<p>「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」、「同新行動計画」及び「公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、積極的にコスト縮減（H16：2.6%の縮減）を図り、必要最小限の経費で多くの事業を実施している。</p> <p>[有効性] 事業の選定に際し、必要性・緊急性や教育研究の活性化状況などについて、有識者による客観的で公平性のある評価を行い、事業の有効性を判断している。</p>	
	<p>P F Iの活用の促進 (達成目標3-2-1) [143,324百万円の内数]</p>	<p>施設整備にP F I手法を活用し、事前の準備調査により一定の効果を見込める事業について、P F I事業として予算措置し、施設整備を促進。</p>	<p>[得られた効果] 同上（上記のうち10事業、約21万㎡） [効率性] 事前の準備調査により一定の効果を見極め事業を採択するため、効果の高い施設整備が実現 [有効性]同上</p>
	<p>「地財特法の規制緩和措置」の活用の促進 (達成目標3-2-1)</p>	<p>国立大学等の施設整備において、地方財政再建特別措置法の規制緩和措置による地方公共団体との連携を促進。</p>	<p>[得られた効果] 自治体からの寄附等により、産学連携等に係る施設・土地の無償貸与などが行われた。(4件、平成16年10月現在) [効率性] 最小限の補助或いは補助を必要とすることなく整備された。 [有効性] 自治体と国立大学等の連携により地域産業の振興等のために必要なスペースが確保された。</p>
	<p>国立大学等のシステム改革の促進 (達成目標3-2-2) (達成目標3-2-3)</p>	<p>国立大学等において、既存施設の点検・評価を実施し、利用率の低い室の集約化を図り共同利用スペースを生み出すなど、施設の効率的・弾力的利用が図られるよう学内のシステム改革の実施を促進。</p>	<p>[得られた効果] 利用率の低い室の集約によりプロジェクト研究等を行うための共同利用スペースを確保（5か年計画期間中の施設整備面積に占める共同利用スペースの確保状況：約34%）等 [効率性] 最小限の補助或いは補助を必要とすることなく整備された。 [有効性] 教育研究上必要なスペースの確保が成された。</p>
⑨備考			
⑩政策評価担当部局の所見	・評価結果は概ね妥当。		

施策目標3-2(大学などにおける教育研究基盤の整備) 平成16年度の実績評価の結果の概要

国立学校施設整備事業
143,324百万円の内数

PFIの活用の促進
143,324百万円の内数

「地財特法の規制緩和
措置」の活用の促進

国立大学等のシステム
改革の促進

<達成目標3-2-1>

国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、約600万㎡の国立大学等の施設整備を重点的・計画的に行う。(平成17年度)

→平成16年度は、全体計画の約67%に達しており、一定の成果は上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった。

<達成目標3-2-2>

施設の効率的・弾力的利用を図るための施設検討委員会等の設置などの体制づくりを推進する。(平成17年度)

→平成14年度に、点検・評価の実施体制の整備は達成目標を達成しており、想定どおり達成。

<達成目標3-2-3>

施設の効率的・弾力的利用を図るための学内規定の整備を推進する。(平成17年度)

→平成16年度は、組織の枠を超え、利用者を固定化することのない弾力的・流動的に利用できるスペースが確保できており、想定どおり達成。

「老朽化した施設の改善」の進捗にやや遅れが見られるものの、「大学院施設」や「卓越した研究拠点」等の整備などが進んだことから、全体的には大学の多様な教育研究活動を支える施設環境基盤の整備・充実が概ね順調に進んだ。

施設整備を計画・実施する上での基盤が形成されるとともに、利用率の低い室を集約しプロジェクト研究を行うための共同研究スペースに再編されるなど、大学改革と一体となった施設の効率的・弾力的な利用への取り組みが着実に進みつつある。

基本目標 国立大学等施設を重点的・計画的に整備し、大学などにおける教育研究基盤の整備を図る。一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった。

①上位の政策名	政策目標3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興	
②施策名	施策目標3-3 意欲ある学生への支援体制の整備	
③主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 高等教育局学生支援課 (課長: 栗山雅秀)	
④基本目標及び達成目標	<p>基本目標3-3 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 教育を受ける意欲と能力のある者がより多くこれを受けられるよう奨学金の充実を図る。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 各達成目標を下記の※のとおり数値化した上、以下の数式により評価点を計算し、達成度合い(進捗状況)を判断。 [評価点=(目標3-3-1)×0.5+(目標3-3-2+目標3-3-3)×0.25]</p> <p>ア=評価点2.5以上 イ=評価点2.0以上 ウ=評価点1.0以上 エ=評価点1.0未満</p> <p>※・「想定した以上に達成」及び「想定した以上に順調に進捗」は3点。 ・「想定どおりに達成」及び「概ね順調に進捗」は2点。 ・「一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった」及び「進捗にやや遅れが見られる」は1点。 ・「想定どおりには達成できなかった」及び「想定どおりには進捗していない」は0点。</p> <hr/> <p>達成目標3-3-1 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、基準適格申請者に対する貸与率の改善に努める。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=基準適格申請者全員に貸与 イ=前年度と比較して基準適格者に対する貸与率が改善 ウ=前年度と比較して基準適格者に対する貸与率が横ばい エ=前年度と比較して基準適格者に対する貸与率が低下</p> <hr/> <p>達成目標3-3-2 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 奨学金を希望する者がより多くこれを受けられるよう、貸与人員の増員に努める。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=基準適格申請者全員分の貸与人員確保 イ=前年度と比較して貸与人員が増員 ウ=前年度と比較して貸与人員が横ばい エ=前年度と比較して貸与人員が減少</p> <hr/> <p>達成目標3-3-3 (基準年度: 16年度 達成年度: 17年度) 学生生活費等の動向を踏まえ、学生が安心して学べるよう、貸与月額の実績に努める。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=学生生活費に対する奨学金の割合の大幅な増加(学生生活費の増額分以上の貸与月額の増加を目安とする) イ=学生生活費に対する奨学金の割合の増加 ウ=学生生活費に対する奨学金の割合が横ばい エ=学生生活費に対する奨学金の割合が減少</p>	<p>達成度合い又は進捗状況</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおり達成</p> <p>概ね順調に進捗</p>
⑤各達成目標の現状の達成度合い又は進捗状況(達成年度が到来した達成目標については総括)	<p>達成目標3-3-1 【平成16年度の達成度合い】 平成16年度の達成目標「学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、基準適格申請者に対する貸与率の改善に努める」の達成度合いについては、奨学金を希望する学生に受けられるよう、対前年度比約10万人の増員を図ったことにより基準適格申請者に対する貸与率は着実に向上してきており、奨学金事業全体で基準を満たす希望者ほぼ全員を採用できることから、想定どおり達成したものと判断。</p> <hr/> <p>達成目標3-3-2 【平成16年度の達成度合い】 平成16年度の達成目標「奨学金を希望する者がより多くこれを受けられるよう、貸与人員の増員に努める」の達成度合いについては、貸与人員を前年度比約10万人増の96万5千人に貸与できるものとしたことから、想定どおり達成したものと判断。</p>	

	<p>達成目標 3-3-3 【平成 16 年度の達成度合い】 達成目標「学生生活費等の動向を踏まえ、学生が安心して学べるよう、貸与月額の充実に努める」の達成度合いについては、平成 16 年度は貸与月額が前年度据え置きとなっているが、学生生活費等の動向を適切に踏まえた結果であり、学生の経済的負担を軽減するに足る貸与月額となっていることから、概ね順調に進捗していると判断。</p>
<p>施策目標（基本目標）の達成度合い又は進捗状況</p>	<p>【平成 16 年度の達成度合い】 政策目標 3-3 の下の各達成目標については、3-3-1、3-3-2 の観点からは想定どおりに達成できている。また、3-3-3 の観点においても概ね順調に進捗している。 これらの達成目標を達成することで、近年では、基準を満たす希望者については年度内にほぼ全員を採用しており、意欲ある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。</p>
<p>今後の課題（達成目標等の追加・修正及びその理由を含む）</p>	<p>達成目標 3-3-1 達成目標 3-3-2 近年では、基準を満たす希望者については年度内にほぼ全員を採用しており、今後とも基準を満たす希望者が奨学金を受けることができるよう、学生のニーズ等を踏まえ引き続き充実に努めていく必要がある。</p> <p>達成目標 3-3-3 学生生活費等を踏まえた貸与月額を設定しており、今後とも、学生生活費等の動向を踏まえ、適切に貸与月額の充実に取り組むこととする。</p>
<p>評価結果の 17 年度以降の政策への反映方針</p>	<p>達成目標 3-3-1 達成目標 3-3-2 達成目標 3-3-3 学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生を引き続き支援するため、奨学金の充実に努めていくことが必要であり、平成 17 年度予算においては、事業全体で対前年度比約 7 万人増の 103 万 4 千人の学生等に対し、690 億円増の 7,510 億円の奨学金を貸与することとしている。</p>

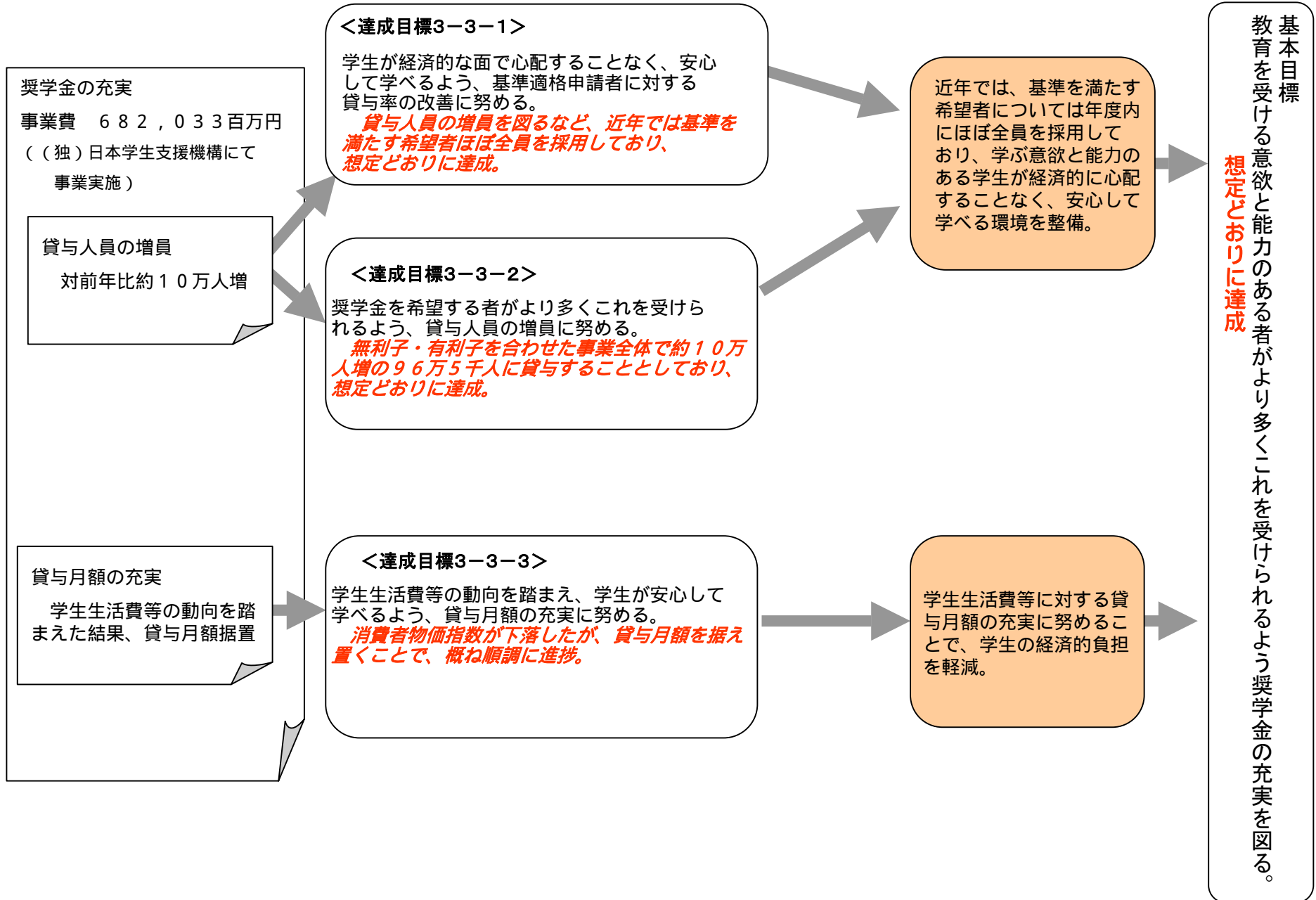
⑥指標	指標名	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
	基準適格申請者に対する貸与率 (達成目標 3-3-1 関係)	83.3	85.5	89.8	93.7	集計中
	貸与人員 (万人) (達成目標 3-3-2 関係)	69.1	75.3	79.8	86.6	96.5
	貸与月額の推移：私立大学自宅外の場合 (円) (達成目標 3-3-3 関係)	60,000	61,000	61,000	63,000	63,000
参考指標	緊急採用奨学金による実績貸与人員 (人) (達成目標 3-3-1, 2 関係)	8,736	5,326	7,693	7,239	5,808
	学生生活費 (月額)：私立大学自宅外の場合 (円) (達成目標 3-3-3 関係)	216,200	—	208,500	—	集計中
	消費者物価指数 (平成 12 年 = 100) (達成目標 3-3-3 関係)	99.9	98.9	98.3	98.1	98.0

⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 学生生活費は、学生生活調査（文部科学省）による。（平成 13 年度及び 15 年度は実施せず） 消費者物価指数は総務省統計局公表による。 その他の数値は、日本学生支援機構奨学金事業の実績値を使用。
------------------------	--

⑧主な政策手段	政策手段の名称 (上位達成目標 [16 年度予算額])	政策手段の概要	16 年度の実績 (得られた効果、効率性、有効性等)
	奨学金の充実	<p>教育を受ける意欲と能力のある学生がより多く奨学金の貸与を受けられるよう奨学金を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与人員の増員 約 10 万人増 86 万 6 千人→ 96 万 5 千人 予算額の増加 約 1,000 億円増 5,790 億円→ 6,820 億円 	<p>前年度以上に、基準を満たす希望者を奨学生として採用することができた。</p>
	<p>学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、基準適格申請者に対する貸与率の改善に努める。 (達成目標 3-3-1) 奨学金を希望する者がより多くこれを受けられるよう、貸与</p>		

	<p>人員の増員に努める。 (達成目標 3-3-2) [6,820 億円]</p> <p>学生生活費等の動向を踏まえ、学生が安心して学べるよう、貸与月額の充実に努める。 (達成目標 3-3-3)</p>	<p>貸与月額の充実 学生生活調査等の動向を踏まえ、貸与月額を据置</p>	<p>学生の経済的負担を軽減するに足る月額を貸与できた。</p>
<p>⑨備考</p>			
<p>⑩政策評価 担当部局 の所見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度においては、教育を受ける意欲と能力のある者が奨学金を受けることができているかという観点から、民法法人等も含めたわが国の奨学事業の成果を把握するための参考指標を設定することを検討すべき。 ・次年度の評価においては、教育研究の特性に配慮しつつ、アウトカム指標の設定について検討すべき。 		

施策目標3-3(意欲ある学生への支援体制の整備) 平成16年度の実績評価の結果の概要



①上位の政策名	政策目標3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興	
②施策名	施策目標3-4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	
③主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 高等教育局私学部私学行政課 (課長: 片山純一) (関係課) 高等教育局私学部私学助成課 (課長: 永山賀久) / 同参事官 (参事官: 佐野太)	
④基本目標及び達成目標 ア= 想定した以上に達成 イ= 想定どおり達成 ウ= 一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった エ= 想定どおりには達成できなかった (ア= 想定した以上に順調に進捗 イ= 概ね順調に進捗 ウ= 進捗にやや遅れが見られる エ= 想定したどおりには進捗していない)	<p>基本目標3-4 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 私立学校の振興に向け、私立学校における教育研究条件の維持・向上、経営の健全性の向上を図る。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=教育研究条件及び経営の健全性がいずれも大きく向上する。 イ=教育研究条件の維持・向上及び経営の健全性の向上がいずれも図られる。 ウ=教育研究条件の維持・向上又は経営の健全性の向上のいずれかが図られる。 エ=教育研究条件の向上及び経営の健全性の維持・向上がいずれも図られない。</p> <p>達成目標3-4-1 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 学校法人の収入構成に占める寄付金収入の割合を高める。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=学校法人の収入構成に占める寄付金収入の割合が現状レベルより大幅に高まり、経営の安定化が大いに図られた。 イ=学校法人の収入構成に占める寄付金収入の割合が現状レベルより高まり、経営の安定化が図られた。 ウ=学校法人の収入構成に占める寄付金収入の割合については現状レベルを維持するのみで、経営安定化への効果は限定的に止まった。 エ=学校法人の収入構成に占める寄付金収入の割合については現状レベルを維持できず、学校法人の経営安定化が図られなかった。</p> <p>達成目標3-4-2 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 学校法人の収入構成に占める事業収入の割合を高める。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=学校法人の収入構成に占める事業収入の割合が現状レベルより大幅に高まり、経営の安定化が大いに図られた。 イ=学校法人の収入構成に占める事業収入の割合が現状レベルより高まり、経営の安定化が図られた。 ウ=学校法人の収入構成に占める事業収入の割合については現状レベルを維持するのみで、経営安定化への効果は限定的に止まった。 エ=学校法人の収入構成に占める事業収入の割合については現状レベルを維持できず、学校法人の経営安定化が図られなかった。</p> <p>達成目標3-4-3 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 私立大学及び私立高等専門学校における教育又は研究に係る経常的経費に対する補助金の割合を高めるため、経常費補助のより一層の充実を図る。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも大幅に増加する。 イ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加する。 ウ=経常費助成予算額又は補助金割合のいずれかが増加する。 エ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加しない。</p> <p>達成目標3-4-4 (基準年度: 毎年度 達成年度: 毎年度) 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費に対する補助割合の向上を図るなど、経常費補助のより一層の充実を図る。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも大幅に増加する。 イ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加する。 ウ=経常費助成予算額又は補助金割合のいずれかが増加する。 エ=経常費助成予算額及び補助金割合がいずれも増加しない。</p> <p>達成目標3-4-5 (基準年度: 平成11年度 達成年度: 平成16年度) 財務状況を公開している文部科学大臣所轄学校法人の割合を高め、できる限り100%に近づける。 【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=財務状況を公開している大臣所轄学校法人の割合が100% イ=財務状況を公開している大臣所轄学校法人の割合が96~99% ウ=財務状況を公開している大臣所轄学校法人の割合が90~95% エ=財務状況を公開している大臣所轄学校法人の割合が89%以下</p>	<p>達成度合い又は進捗状況</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>想定どおり達成</p> <p>一定の成果が上がっているが、一部については想定どおり達成できなかった</p> <p>想定どおり達成</p>

⑤ 現状の分析と今後の課題	各達成目標の達成度合い又は進捗状況（達成年度が到来した達成目標については総括）	達成目標 3-4-1 学校法人の収入構成に占める寄付金収入の割合は横ばいとなっており、厳しい経済環境や財政事情のなか、一定の成果があがっていると言える。
		達成目標 3-4-2 学校法人の収入構成に占める事業収入の割合は増加しており、額で見ても増額となっている。厳しい経済・財政状況のなか、各法人の努力により、想定どおり達成された。
		達成目標 3-4-3 特別補助を中心に経常費補助等の充実が図られ、一定の成果が上がっている。しかしながら、私立大学等全体の経常的経費の増加もあり、経常的経費に対する補助割合が横ばいとなっている点については、想定したとおりに達成しているとは言えない。
		達成目標 3-4-4 私立高等学校等の経常的経費等に対する国庫補助の充実が図られ、一定の成果が上がっている。しかしながら、経常的経費に対する補助の割合が横ばいになっている点については、想定したとおりに達成しているとは言えない。
		達成目標 3-4-5 平成 16 年度に財務状況を公開している文部科学大臣所轄学校法人の割合は、97.4 %となっており、100 %に近づいている。 【達成目標期間全体の総括】 財務状況を公開している文部科学大臣所轄学校法人の割合は、期間全体を通して着実に増加し、平成 11 年度の 63.8 %から平成 16 年度には 97.4 %となったことから、概ね想定どおりに達成された。
施策目標（基本目標）の達成度合い又は進捗状況	達成目標の中には、数値上横ばいとなっているものもあるが、厳しい経済・財政状況の中にあってもなお、現状を維持できているものと分析でき、教育研究条件を支える経営基盤の安定という面で、一定の成果が上がっているものと考えられる。また、財務状況の公開については、想定どおり達成され、説明責任を果たすことの重要性が認識され、管理運営面の透明性が高まった。 これらの状況から、基本目標である「私立学校における教育研究条件の維持・向上、経営の健全性の向上」については、「私立学校の生徒等一人当たり教育研究経費」、「私立学校の本教職員一人当たり園児・生徒・学生数」が向上しており、一定の成果が上がっているが、「経営の健全性の向上」という面から見れば、想定どおりには達成できていないと考えられる。	
今後の課題（達成目標等の追加・修正及びその理由を含む）	想定通り達成されていない達成目標については、主として厳しい経済環境や財政事情に起因するものと考えられるが、税制上の特例措置の周知や予算措置の増額・効果的な配分などについて引き続き努力する必要がある。 また、厳しい経営環境にあつて、各学校法人の自主的な経営改善の取組を支援する等の観点から関連施策の更なる推進を図る必要がある。 達成目標 3-4-5 については、私立学校法の改正により、平成 17 年度から財務書類の関係者への閲覧が義務付けられたため、今後は公開方法等について、ホームページへの掲載や広報誌の活用なども含め、より積極的な取組・工夫を促していくことが求められる。	
評価結果の 17 年度以降の政策への反映方針	達成目標 3-4-1、2 学校法人に対し、各種会議における指導、経営相談等を通じ、外部資金の導入、その他の経営改善のための取組を引き続き促す。 達成目標 3-4-3、4 平成 18 年度概算要求において、私立大学等及び私立高等学校等に対する経常的経費等の補助のための予算の増額等に努める。 達成目標 3-4-5 私立学校法の改正により、平成 17 年度から財務書類の関係者への閲覧が義務付けられたところであり、また平成 16 年度に財務状況を公開している文部科学大臣所轄学校法人の割合は 97.4 %となっており、概ね想定どおりに目標が達成されたので、今後は公開の有無ではなく、公開方法等について、ホームページへの掲載や広報誌の活用等の取組や、財務状況を分かりやすくするための取組を行っている文部科学大臣所轄学校法人の割合を高めていくこととする。	

⑥ 指標	指標名	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
	私立学校の生徒等一人当たり教育研究経費（万円） （基本目標 3-4 関係） ・幼稚園部門 ・高等学校部門 ・大学部門	13.3 18.8 38.0	13.5 19.8 39.4	13.8 21.0 41.2	14.0 21.9 43.2	集計中 集計中 集計中
	私立学校の本務教員一人当たり園児・生徒・学生数（人） （基本目標 3-4 関係） ・幼稚園 ・高等学校 ・大学	17.4 19.7 25.3	17.1 19.2 25.1	17.1 18.8 24.6	16.8 18.5 24.5	16.6 18.3 23.8
	大学法人の帰属収入における寄付金収入の割合（%） （達成目標 3-4-1 関係）	2.9	2.6	2.3	2.2	集計中
	大学法人の帰属収入における事業収入の割合（%） （達成目標 3-4-2 関係）	2.9	2.6	2.3	2.2	集計中

	私立大学等における経常的経費に対する経常費助成の割合(%) (達成目標 3-4-3 関係)	12.2	12.2	12.2	12.1	集計中
	私立高等学校等における経常的経費に対する経常費補助の割合(%) (達成目標 3-4-4 関係)	31.1	32.3	32.5	集計中	集計中
	財務状況を公開している文部科学大臣所轄学校法人の割合(%) (達成目標 3-4-5 関係)	82.6	85.2	91.1	95.9	97.4
参考指標	大学法人に対する寄付金額 (億円)	1,471	1,348	1,178	1,148	集計中
	大学法人における事業収入額 (億円)	11,526	11,797	11,812	12,242	集計中
	私立大学等における経常的経費 (億円)	25,242	25,828	26,230	26,604	集計中
	私立大学等経常費補助金額 (億円)	3,070.5	3,142.5	3,197.5	3,217.5	3,262.5
	私立高校等への経常費助成に対する国庫補助金額 (億円)	860.5	922.5	977.5	1,001.5	1,028.5
	私立学校の施設・設備整備費等に対する国庫補助金額 (億円)	291.9	309.5	293.6	286.3	278.5
⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 指標 3-4、-1、-2 のデータについては、「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団調査)、「学校基本調査結果」(文部科学省・政府指定統計調査)を活用。(部門：学校法人会計基準の規定による会計単位) 指標 3-4-5 のデータについては、「学校法人の財務の公開状況に関する調査結果」(文部科学省高等教育局私学部参事官調査)を活用。平成 16 年度においては、文部科学大臣が所轄する全学校法人(657 法人)について調査。 					
⑧主な政策手段	政策手段の名称 (上位達成目標 [16 年度予算額])	政策手段の概要			16 年度の実績 (得られた効果、効率性、有効性等)	
	学校法人に対する寄付に係る税制上の優遇措置 (達成目標 3-4-1)	学校法人に対する個人や企業等からの寄付に対し、税制上の優遇措置を実施。			日本私立学校振興・共済事業団を通じる受配者指定寄付金制度について、手続の簡素化等抜本的な改善を行った。	
	各種会議等 (達成目標 3-4-1、2、5)	各種会議等を通じ、学校法人に対し、経営改善のための取組や積極的な財務情報の公開の取組を促進。			学校法人経理事務担当者研修会、学校法人監事研修会、学校法人の運営等に関する協議会等の各種会議や学校法人運営調査等を通じ、経営改善のための取組や積極的な財務情報の公開の取組を促した。	
	私立大学等経常費補助 (達成目標 3-4-3) [326,250 百万円]	私立大学等の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するため、教育又は研究に係る経常的経費について補助。 ※平成 16、17 年度事業評価(新規・拡充事業)実施対象			特別補助及び私立大学教育研究高度化推進特別補助を充実し、私立大学等経常費補助金全体で、対前年度 45 億円増の 326,250 百万円を措置した。その結果、経常的経費に対する国庫補助額の占める割合で 0.1 % 前後押し上げる効果があると予想される。 ※経常的経費が対前年度同額と仮定。	
	私立高等学校等経常費助成費補助 (達成目標 3-4-4) [102,850 百万円]	私立高等学校等の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するため、都道府県が行う私立高等学校等への経常費助成費等に対して国が補助。 (「預かり保育推進事業」を含む。) ※平成 16、17 年度事業評価(新規・拡充事業)実施対象			特別補助を中心として対前年度 27 億円増の 102,850 百万円を措置し、都道府県が行う私立学校等への経常費助成費の充実が図られるよう努めた。その結果、私立学校の経常的経費に対する補助額の占める割合で 0.2 % 前後押し上げる効果があると予想される。 ※経常的経費及び都道府県補助額が対前年度同額と仮定。	
	私立学校法の一部改正 (達成目標 3-4-5)	学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていくための法整備を行った。			関係者への財務書類の閲覧を義務付けた。 (平成 17 年 4 月 1 日施行)	
	改正私立学校法説明会 (達成目標 3-4-5)	各学校法人が法令改正に円滑に対応できるよう、改正の趣旨、概要及び施行に際しての実務的な留意事項等について周知を図る。			北海道／東北／関東甲信越／北陸・中部・関西／中国・四国／九州各ブロックごとに説明会を開催し、学校法人への周知を図った。	
⑨備考						
⑩政策評価担当部局の所見	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の評価においては、教育研究の特性に配慮しつつ、アウトカム指標の設定について検討すべき。 					

施策目標3-4(特色ある教育研究を展開する私立学校の振興) 平成16年度の実績評価の結果の概要

